

告 示

埼玉県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第九十一号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

越谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業越谷公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年一月十六日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十八年埼玉県告示第九十一号、昭和四十九年埼玉県告示第千四十八号、昭和五十七年埼玉県告示第四百七十七号、昭和五十九年埼玉県告示第千六百六十九号、昭和六十三年埼玉県告示第四百八十九号、平成元年埼玉県告示第千三百六十一号、平成三年埼玉県告示第六百七十二号、平成五年埼玉県告示第千七百二十八号、平成七年埼玉県告示第四百号、平成八年埼玉県告示第千八百九号、平成十年埼玉県告示第三百七号、平成十三年埼玉県告示第百六十八号、平成十五年埼玉県告示第六百八十七号、平成十六年埼玉県告示第千二百三十一号、平成十七年埼玉県告示第千四百四十号、平成十九年埼玉県告示第百七号、平成二十三年埼玉県告示第四百号、平成二十六年埼玉県告示第百八十六号、平成二十八年埼玉県告示第二百九十二号、令和三年埼玉県告示第四百二十号及び令和五年埼玉県告示第三百十二号の事業地のうち、越谷市大字大泊、大字平方、大字大吉、大字北川崎、大字大杉、大字増林、東越谷七丁目、東越谷八丁目、東越谷九丁目、増林三丁目、増森一丁目、大字三野宮、大字砂原、大字南荻島、谷中町二丁目、七左町二丁目、七左町三丁目、川柳町四丁目、相模町三丁目及び大成町二丁目地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし